

米子市無料職業紹介事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の定めるところにより本市が行う無料の職業紹介事業（以下「無料職業紹介事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、無料職業紹介事業の円滑な実施を図り、もって本市に立地する企業の労働力の確保、住民の福祉の増進並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。

(均等待遇)

第2条 無料職業紹介事業の実施においては、法第3条の規定の趣旨を踏まえ、求職者に対し、その人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いを行わないものとする。

(業務)

第3条 市は、無料職業紹介事業として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 求人に関すること。
- (2) 求職に関すること。
- (3) 職業紹介に関すること。

(求人)

第4条 求人の申込みは、求人者が求人登録票（別記様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による申込みをすることができる企業（以下「対象企業」という。）は、次に掲げる企業に限るものとする。

- (1) 本市が誘致した企業

(2) 本市の区域内に存する工業団地に進出し、又は移転した企業

業

(3) 本市に立地する企業であって、労働力の確保を必要とするもの

(4) 本市に立地する企業であって、新規学卒者を雇用しようとするもの

3 市長は、対象企業が行った第1項の規定による申込みは、全て受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が法第5条の3第2項の規定による労働条件の明示をしないときは、受理しない。

4 市長は、前項の規定により第1項の求人登録票を受理したときは、求人管理簿（別記様式第2号）に必要な事項を記載するものとする。

（求職）

第5条 求職の申込みは、求職者が求職者登録票（別記様式第3号）を市長に提出することにより、行うものとする。

2 前項の規定による申込みは、対象企業に対するものに限り、行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みは、全て受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、受理しない。

4 市長は、前項の規定により第1項の求職者登録票を受理したときは、求職管理簿（別記様式第4号）に必要な事項を記載す

るものとする。

(紹介)

第6条 市長は、日本国憲法第22条第1項及び法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望に適合する求人者を紹介するよう努めるものとする。

2 市長は、求職者を求人者に紹介するときは、当該求職者に対し、当該求人者に提出するための紹介状(別記様式第5号)を交付するとともに、従事することとなる業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を、当該業務の内容について記載した第4条第1項の求人登録票の写しを交付することにより明示するものとする。

(職業安定機関等との協力)

第7条 無料職業紹介事業の実施においては、法第5条の2の規定の趣旨を踏まえ、職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者と雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、協力するよう努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 求職者又は求人者から知り得た個人情報(法第4条第11項に規定する個人情報をいう。)は、法第5条の4及び米子市個人情報保護条例(平成17年米子市条例第23号)に定めるところにより適正に管理する。

(規定外事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、無料職業紹介事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。